

先進医療実施医療機関(東京医科歯科大学病院)からの報告について

1. 経緯の概要

先進医療 A 告示番号7「多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診断」、告示番号 15「タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養」告示番号 23「子宮内細菌叢検査1」、告示番号 24「子宮内膜受容能検査1」の4技術について、令和6年8月2日に当該医療機関から先進医療事務局(厚労省保険局医療課)に本先進医療に係る事案について報告がなされた。

- ・ 当該報告を受けて、同事務局は新井座長に報告の上で、当該医療機関における当該先進医療の新規組み入れ中止について伝達し、同日から新規組み入れ中止とした。
- ・ 8月8日に開催された第 134 回先進医療会議に第1報があり、当該報告に基づき審議を行った。
- ・ この度、先進医療会議からの指摘事項を踏まえ、当該医療機関から2回目の報告があった。

2. 報告の内容

- ・ 別紙3の通り。

3. 今後の対応について

- ・ 本事案について、内容に関して確認すべきことがないか。
- ・ 今後の対応についてどう考えるか。